

# 上屋久林業修練所要覧

やまもと ひでお  
山本秀雄

## 『上屋久林業修練所要覧』について

昭和十三年二月の孔版『上屋久林業修練所要覧』（コピー）をたまたま手元に発見したので、紹介させていただく。

挿入の絵図によると、修練所は宮之浦川上流約八<sup>・</sup>地点、かつての上屋久営林署宮之浦斫伐事務所に隣接して設立されている。

先年近くで植樹祭が行われた。終了後緑のオーナー制度（分収林）予定地を上屋久営林署長に案内して頂いた折、修練所や岳小学校のことを伺い跡地を訪ねたことがある。跡地は屋久杉運搬用トロッコ軌道添いの雑木林を縫い、小杉の点在する中にひっそりと静まりかえっていた。盛期をしのぶのは石垣ときざはしばかり、傾斜地をならした敷地はかなり広く、鹿の遊び場となるのかその折、四、五本の杉が皮が剥がされて痛々しそうにしていたことを思い出す。

なぜ山中に林業修練所が出来たのか、察するに当時「官行」と呼ばれていたこの斫伐所は、林野行政上重要拠点の一つであったろうか、昭和十四年には事業所員の子弟教育のため、宮之浦小学校岳分校が設置されたほどの集落をなしていた。従って天然の林業村というか、そのまま実務訓練に最適な条件を備えていたものといえよう。選ばれた場所である。その教科は学科・実習とも高い内容が盛り込まれている。

『要覧』から目的・特色を抜き書きしてみると――、

近年益々複雑集約化する林業に対応する林業技術者を養成訓練するもので、目的は切実な必要から計画された。他の修練所と趣きを異にするのは、全国に比類のない鬱蒼たる美林を以て覆われた日本一の林業の宝庫でありながら、島民は山林



事業に対して理解と関心が極めて少なく、優れた林業技術者がいない。折角本島更生の目的を以て官行斫伐を開始しても肝心な作業員が居ない。ために大部分は島外から多額な費用を投じて求人したのか、又内地から年々転住する人たちに頼って不足を補う。ために事業は進まず、不安定で苦心は一方ならぬものがある。内地では到底想像も出来ないありさまである。

それに屋久島は全国に類例のない歴史的広大な委託林（約七千町歩）が設定されてありながら、優れた山の技術者が居ない。立木は大方薪材に伐採されて、収益の多い木炭や用材に利用されるのは比較的少なく、折角の委託林も未だ充分活用されない。

ここに於てどうか島民を立派な林業技術員に訓練養成して、官行斫伐の円滑なる遂行と、委託林開発の中堅人物を得る。いわば屋久島林業振興のための技術者の自給自足を図ろうとする計画が設置の基本である。

時代は支那事変という非常時、軍需材供給は国策とあって、林業戦士の養成は緊急であった。修練生は実戦要員でもあって、入所は厳格な基準による採用で、長・短期二組に分けた訓練が用意された。卒業は長期二カ年、短期六カ月<sup>（一ヶ年）</sup>、短期生の中に女性が増えられているは一つの特色といえようか。

それにしても国はかくも充実した林業訓練所を屋久島に設立した。林野行政の意気込みが伝わって来る思いがする。残念にも戦局は悪化、よって廃所を早めたかに聞かすが、敗戦と軌を一にしたものか。（確かなことを知る人はいない）

いま仮にこの修練所が継続されていたとすれば、島の経済・文化等他、多面に計り知れない力を発揮したろうに、『要覧』を読みながら考えさせられた。特に修練所の真のねらいが島の民政安定にあり、委託林活用という親心ではなかったか、とも考えるだけに。

当時木材供出は革命、今遺産登録による自然保護・環境保全は世界人類の意志で喧伝される。相手は同じ島の森であり、屋久杉である。屋久島の森は歴史的な要求に巧みに応えながら、貴重な植物を守り育てている。その偉大さに低頭する。

舞台をつくる人、廻す人、観客の三位そろうことで、森の光と影は保たれよう。森を大事にしたいものである。



# 上屋久林業修練所要覽

## 目次

### 一 綱領

### 二 設立の趣旨

### 三 所在地

### 四 創立と開所

### 五 修練の方針

### 六 修練生の採用

### 七 修練生の定員

### 八 修練科目

### 九 修練期間

### 一〇 職員組織

### 一一 規模

\*その他、規程・細則・内規で、全34ページ(B5)になつてゐるが紙数の都合で割愛した。日課の概要は内規の第一章に、又修練科目の細部は規程の第六章及び内規の第三章に綿密にわたつて記載のあること附記しておく。以下本文——

### 一 綱領

一、至誠一貫勤勞報国の精神を養うべし

一、規律を尚び礼讓の徳を養うべし

一、心身を鍛錬し明朗闊達の氣風を養うべし

一、郷土を愛し協同一致の精神を養うべし

一、技術を練磨し自力更生に邁進すべし

### 二 設立の趣旨

由来島民の大部分は漁業を生業とせる關係上、山の仕事には經驗乏しく、技術又甚だ幼稚なる

為め各部落經營の委託林事業は勿論、国有林事業遂行上幾多の困難不利を忍びつつ今日に及べり。換言すれば屋久島森林開發の多年に亘る最大の悩みは、事業の原動力たる伐木、製炭、運材、製材、木工、造林等の職業的労働者の不足、私底之なり。故に労働者の充實、技術の向上を図ることは、屋久島更生の根本必要条件にして、又刻下の急務とするところなり。

仍て地方青少年をして林業技術を実地に授け、併せて精神的訓練を施し以て地方中堅人物を養成し、直接には国有林事業、並に委託林事業の合理的發展を期すると同時に地方永遠の繁榮と産業報告に貢献せんとする趣旨なり。

### 三 所在地

鹿児島県熊毛郡上屋久村大字宮之浦岳国有林斫伐作業地区内(宮ノ浦を距る約八軒軌道及電話の便あり)

### 四 創立と開所(経過)

昭和十二年五月営林署長會議に於ける協議の結果に基き計画を樹て、上屋久営林署部内より希望者を募り、十二年七月以降十数名を順次宮ノ浦作業所に收容し、暫時山の生活に馴れさし

め、八月五日十六名につき身体検査並に學術考查を行ひ、内十名を撰拔し、十月六日仮入所式を擧げ、規律的指導をなす傍ら、宿舍の建設を急ぎ漸く十二月中旬竣工し、十三年二月十六日開所式を舉行、此處に正式の指導訓練を行うものなり。

### 五 修練の方針

イ、修練生は宿舍に收容し、嚴格なる団体的規律の下に自治制により軍隊的訓育修練をなさしむ。

ロ、修練には主として専任並に一般指導員として営林署職員これに當り、又は従業員により各指導の上實際的知識技能を体得せしむ。

ハ、青年学校令による教育は、上屋久青年学校に委嘱す。

### 六 修練生の採用

修練生は主として上屋久及び下屋久営林署管内 国有林地元部落の農山村青少年より詮衡の上採用す。

### 七 修練生の定員

定員は二十名とす。但し初年度は十名とす。

\*昭和十三年二月十六日の開所式には二十七名が入所している。長期生十名、短期生(?)男子十名・女子七名になつてゐる。

### 八 修練科目

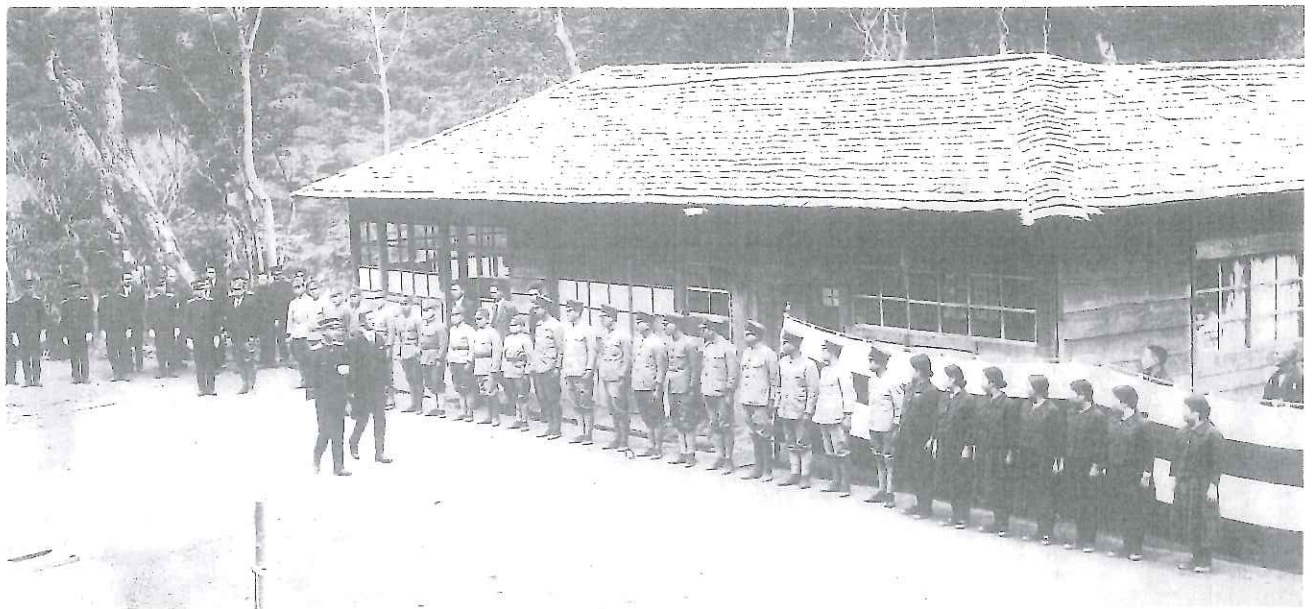
学科実習及び青年教育とし別表の通りとす。

\*別表「上屋久林業修練所規程」(全十八條)中、補則の第六條に学科・実習科目として、左表が掲載されている。抜書すれば——

## 生命の島

次号(No.33冬)は七年一月

中旬発行の予定です。



イ 学科別時間数

学科	第一学年	第二学年	備考
学身科	二〇	二〇	精神講話
修身	二〇	二〇	
森林法規ノ概要	二〇	二〇	
珠算	二〇	二〇	
伐木運材及製炭	三五	四五	
測樹	二〇	二〇	
測土量	二〇	二〇	
森林土木	二五	二五	
林産製造	二〇	二〇	
林学通論	一〇	一〇	
森林保護	一〇	一〇	
農業大意	一〇	一〇	
気象及植物	一〇	一〇	
造林	二〇	二〇	
計外	二四〇	二四〇	救急手当法

ロ 実習科目

科目	第一学年	第二学年	備考
種目	一四	一〇	
苗圃	七	八	
新植	二	五	
補植	三	三	
手入	一四	一四	
測量	一三	一三	
測樹	一三	一三	
森林利用	四四	四七	
製炭	二二六	二二〇	
土木	四三	四五	
製材	一〇	一〇	
副業	二四	二四	
計	三〇〇	三〇〇	

ハ 青年教育

各学年共第一・第三週月曜日

九 修練期間

満二ケ年とす。但し卒業生の希望により尚一ケ年研究生として専ら実務の研究をなさしむ。

一〇 職員の組織

(イ) 修練所長 上屋久宮林署長 其田清一郎

(ロ) 副所長 同署宮ノ浦斫伐 事業担当主任 佐藤藤市

(ハ) 幹事 (指導員兼任) 営林署技手 山田虎雄

(ニ) 指導員 同 坂梨 茂

専任指導員 永野文雄

一般指導員 (若干名) 白石源吉

営林署属 柿木 司

営林署技手 斑目重雄

森林主事 古賀沙夫

同 同 中原親夫

同 同 榎園清藏

(ホ) 顧問 (若干名) 下屋久宮林署長

上屋久村長 河内 澗

上屋久青年学校長 猿渡 章

医師 櫻井景一

一一 規模

建物二棟 延一三三三平方米 (約四〇坪)

\*内訳に備品等をのせている。

以下は省略す。